

## 提案基準 A 市街化調整区域内に存する事業所のための従業員宿舍

市街化調整区域内に存する事業所の従業員のための従業員宿舍を市街化調整区域に建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

### 基準の内容

1. 当該事業所は、当該市街化調整区域に関する都市計画の決定の前日から存するもの、法第29条第1項第2号若しくは第3号に該当するもの又は法第34条各号に該当するものとして許可を受けたものであること。
2. 当該従業員宿舍の土地は、当該事業所の敷地から概ね2 km以内であること。
3. 当該事業所の事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案し、当該従業員宿舍が必要であると認められ、かつ、従業員宿舍の規模が適切であると認められるものであること。
4. 当該従業員宿舍は、当該事業所を経営する者が建築主となって従業員に利用させるためのものであること。
5. 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

### 審査上の留意点

- (1) 開発許可等の申請時に基準3の内容が判断できる資料の提出を求めること。
- (2) 自宅を所有している者は原則として、当該従業員宿舍に入居することはできない。ただし、遠距離通勤のため通勤が困難な者等やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。  
(別途、入居理由書の提出を求め判断する。)
- (3) 事業附属寄宿舍規程(昭和22年10月31日労働省令第7号)の適用を受ける従業員宿舍については、これらの規程に適合していること。